

第 60 号

令和 5 年度山梨県営電気事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 令和 5 年度山梨県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度山梨県営電気事業会計予算第 6 条に次の 1 項を加える。

2 債務負担行為の限度額を、次のとおり変更する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
東京都内への P 2 G システムの設置（東京都との共同研究開発事業）について委託契約を締結すること。	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	850,000 千円	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	2,045,615 千円

第 61 号

令和 5 年度山梨県営地域振興事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 5 年度山梨県営地域振興事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度山梨県営地域振興事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 地域振興事業費用	120,659千円	60,696千円	181,355千円
第 1 項 営業費用	107,474千円	60,696千円	168,170千円

第 62 号

令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	8,424,493 千円	25,976 千円	8,450,469 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,743,715 千円	25,976 千円	4,769,691 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	8,407,018 千円	△ 8,016 千円	8,399,002 千円
第 1 項 営 業 費 用	8,318,956 千円	1,909 千円	8,320,865 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	87,061 千円	△ 9,925 千円	77,136 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,161,054 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,159,063 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 427,379 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 425,388 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3,784,674 千円	△ 1,991 千円	3,782,683 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,160,632 千円	△ 1,991 千円	1,158,641 千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費等	177,429 千円	△ 2,309 千円	175,120 千円

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1,450,498 千円	△ 8,456 千円	1,442,042 千円